

日本スポーツ法学会 会報

第63号

2024(令和6)年
12月4日発行

<http://jsla.gr.jp>



日本スポーツ法学会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所内
TEL: 03-6206-1303 FAX: 03-6206-1326 E-MAIL: japansportslaw.contact@gmail.com 発行人: 棚村政行 編集人: 高松政裕

委員会からのお知らせ

ガバナンス検討委員会

堀田 裕二 (弁護士)

- 1 ガバナンス検討委員会では、2023年9月29日に改定されたスポーツ団体向けガバナンスコード(中央競技団体向け)について、改定に際して内容の検討を行いました。そして、2023年6月1日に衆議院第一議員会館で開催された、日本スポーツ法学会と日本スポーツ政策推進機構共催のシンポジウム「スポーツ団体ガバナンスコードを考える」においてスポーツ法学会からの意見報告を行いました。
- 2 今後は、改定されたガバナンスコードが実際にスポーツ団体においてどのように運用されているか、運用上どのような課題があるか、検討を行うことにしています。
 - (1) 具体的には、今後中央競技団体の理事及び役職経験者を務めた本会会員に参加してもらって座談会形式で意見交換を行い、改定されたガバナンスコードがどのように運用されているかの現状を把握すると共に、運用上の課題を検討することを予定しています。
 - (2) また、座談会の結果を踏まえて、運用上課題があるとするれば、その課題について検討すると共に、中央競技団体のガバナンスを改めて考えるような内容のシンポジウム等も開催したいと思っています。
- 3 その他、スポーツのガバナンスに関わる事案について、随時検討を行う予定にしています。
- 4 ガバナンス検討委員会はいつでも委員を募集しています。スポーツ団体及びスポーツのガバナンスに興味がある会員の皆さまは委員長堀田 (hotta@aska-law.com) までご連絡を頂ければと思います。

国際スポーツ学術推進委員会

杉山 翔一 (弁護士)

国際スポーツ学術推進委員会は、当学会と国外学術団体との交流を促進したり、会員の国外での研究、発表等を支援することを目的とする委員会です。当学会には、MoUを結び協力関係のある海外の学術団体があります。昨年は、既にMoUを結んでいるBASL、ANZSLA、SLAの3団体に加えて、新たにSLAMとMoUを結び、交流を始めました。

また、当委員会では、国際的なスポーツ法の動向に関する研究会を毎年行うことにしています。2024年は、3月にローザンヌ大学のPatrick Clastres教授を招いて、IOCの歴史と世界観に関する講演会を実施しました。今年の年報に、同講演会の翻訳原稿を掲載する予定ですので、ぜひご覧いただけると幸いです。

委員会活動の課題もあります。第一に、「学会活動の外国語での発信」です。昨年から、日本語版サイトの主要なページや当学会の各提言・声明の翻訳を行っており、ウェブサイトの調整がつき次第、これらを公表する予定です。新規の英語版サイトが公表されれば、会員の皆様が海外研究者や団体と交流する際に活用いただければと考えています。第二に、当委員会主催の外国言語での研究会の成果の共有です。過去、録画による学会大会報告に字幕を付して、会員の便宜に供したことがありますが、今後はAI技術を使いつつ、より言語的な障壁の低い活動をしたいと考えています。

当委員会はいつでも参加可能ですので、活動に興味がある会員は、委員長杉山 (sugi@field-r.com) までご連絡をいただければ幸いです。

ダイバーシティ・インクルージョン 推進研究専門委員会

来田 享子 (中京大学)

ダイバーシティ・インクルージョン推進研究専門委員会の目標は、①本学会がジェンダーなどの多様性に関する高い意識を持ち、多様な会員が各自の個性を發揮し、創造的な研究学術活動を展開することができる環境を構築する、②スポーツ界や社会全体の多様性が尊重・推進されるよう、学会の発信や働きかけを促進する、ことです。

2023～2024年度は、以下の2点を重点課題としています。第一は、本学会の女性役員比率の数値目標の確定と目標達成のために必要な役員選出プロセスの改革を実施することです。これまでに、日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟する関連学会の役員の性別比率や選出プロセスの調査を実施しました。また、過去に役員や事務局員を担当した会員に、役員任期や業務量等、役員選出の基盤となる情報を収集するためのアンケートを実施しています。

第二は、会員のダイバーシティ推進のうち、特に女性会員と若手研究者育成のためにどのような活動が求められるか、具体的な提案を行うことです。委員から様々なアイデアを募り、具体化のための議論を進めています。

委員会の活動を通し、本学会が社会のダイバーシティ&インクルージョン推進のモデルのひとつになるよう、活動していきます。本委員会に関心をお持ちの会員がいらっしゃいましたら、ぜひ、活動にご参加ください。担当の来田 (kraita*sass.chukyo-u.ac.jp、*を半角アットマークに変更してメールをお送りください) まで、ご連絡ください。

スポーツ法学教育推進委員会

森 克己 (鹿屋体育大学)

スポーツ法学教育推進委員会では、スポーツ法学教育の実態を把握し、今後の改善策を検討するため、3種類のアンケートを実施することになりました。各アンケートの概要と目的は次のとおりです。

- A 「(前回のアンケートの内容)+スポーツ法学の更なる充実を図るためのアンケート」を本学会の会員対象に実施する。
- B 「スポーツ法学に関する授業実施の有無及び実施されている場合の実施状況に関するアンケート」を法学部及びスポーツ系の大学・学部・学科に対して実施する。
- C 「スポーツ団体のガバナンス及びインテグリティに関するスポーツ法学教育の実施状況に関するアンケート」を日本のスポーツ団体(JOC、JSPO、JPSA、NF)に実施する。

これらのうち、Cのアンケートは、日本のスポーツ団体におけるガバナンス及びスポーツ・インテグリティに関するスポーツ法学の実施状況を把握し、実施されていない団体にスポーツ法学教育を導入するための課題を明らかにすることを目的としています。

当委員会ではアンケートごとにプロジェクトチームを設置し、アンケートの実施に向けて検討していきます。引き続き委員会の皆様方のご

協力をお願いします。また、今後、アンケートの回答等で学会の会員の皆様にもご協力をお願いします。

夏期合同研究会 2024 報告

武田 丈太郎 (北海道教育大学岩見沢校)

2024年の夏期合同研究会が、7月6日土曜日に、北海道の札幌学院大学新札幌キャンパスを会場として、オンライン併用のハイブリッド方式で開催されました。会場には40名ほどが足を運び、オンラインでも10名ほどの参加がありました。

今回の研究会では、「アウトドア活動をめぐる法的問題～北海道の観光産業の現状から考える～」をテーマとしました。昨今、スポーツ庁は、スポーツ体験などを楽しみながら各地域の魅力を満喫するスポーツツーリズムを積極的に推進しており、北海道においても豊かな自然を楽しむアウトドア活動を目的として、多くの観光客が訪れています。そのような現状を踏まえて、関係者から情報提供を頂きながら、各種活動に関わる課題を検討し、観光産業及びアウトドア業界の今後の発展に向けた方策を議論していくこととしました。

研究会は、2部構成で行われました。第1部の情報提供に先立ち、研究会のテーマ設定にご協力いただいた山田亮氏(北海道教育大学岩見沢校教授)から、北海道におけるアウトドア業界の取組みを含めて、情報提供者である新野和也氏(NPO法人どんころ野外学校ガイド・インストラクター)、青野範子氏(十勝岳温泉株式会社代表取締役)及び白川美穂氏(NPO法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶ前事務局長)の3名のご紹介をいただきました。新野氏には、「ガイド業とライセンスについて」をテーマに、水辺や川の危険性と具体的な安全対策について説明いただくとともに、ガイド資格の課題や河川管理における自治体との連携の重要性について、ご指摘いただきました。青野氏には、「十勝岳エリアにおけるアウトドア活動の現状」をテーマに、国立公園内における登山などのアウトドア活動の現状について解説いただきました。白川氏には、「自然体験活動拠点の今-観光コンテンツ提供者としての社会教育施設-」をテーマに、教育業におけるアウトドア活動の紹介と道内観光産業との関わり、指導現場における実施体制や安全対策について話題提供いただきました。また、本学会の合田雄治郎会員にも、「～クライミングのボルトから窺われる～アウトドア・アクティビティの法的問題について」をテーマに、自然公園法で保護される山でのクライミングの現状や、アウトドア・アクティビティにおける法的な問題点について言及いただきました。

第2部のパネルディスカッションでは、山田氏と合田会員にファシリテーターを務めていただき、新野氏、青野氏及び白川氏にパネラーとしてご登壇いただきました。その中では、アウトドア活動の推進と環境の保全をどのように両立させればよいのか、危険が内在する自然の中でのアウトドア活動において、どのように安全性を担保すれば

よいのかなど、複数の法的問題について議論されました。それらは、本学会がこれから取り組むべき課題でもあり、今度に繋がる研究会となりました。

最後になりますが、会場を提供して下さった札幌学院大学、事前の準備から当日の運営までご対応いただいた事務局及び運営メンバーの皆様に感謝申し上げます。

【2024年度夏期合同研究会運営メンバー】

高松政裕、山田尚史、渡邊健太郎、棚村英行、阿部新治郎、岡本大典、田中尚幸、清水光、相川大輔、伊丹郁人、武田丈太郎（順不同）

マイオピニオン

実名報道が本当に必要か？

近藤 良享（つくばスポーツ倫理研究会）

2024年パリオリンピックを前に、女子体操競技選手の出場辞退についてはいろいろな意見があるでしょう。この件をめぐる各界で賛否が分かれ、意見が錯綜していました。

その中で私は本人が出場辞退をしたことを「実名報道すべきか否か」を問いました。以下は共同通信のインタビュー記事で幾社かに配信されました。

「近藤良享元筑波大教授（スポーツ倫理学）の話 本人が法を犯した事実を認めたとしても、飲酒も喫煙も実名報道されるほど重大な犯罪ではない。実名を公にして良かったのかという疑問はある。国を代表して五輪に出る選手だからという話になるが、日本体操協会は若者の将来を守る方法を探してほしかった。通報が15日で記者会見が19日というのは慌てすぎた印象。問題の背景や、本当に（喫煙などが）1回だけだったのかなど詳細を明らかにするには時間が必要だ。精査した後に、きちんとした発表を匿名ですれば十分だった。調べれば誰のことかは分かるだろうが（情報がインターネット上で消えない）デジタルタトゥーが残る時代に、わざわざ実名を出す必要はなかった。」

日本体操協会の記者会見直後の限定された情報からですが、当該選手への教育的配慮やプライバシーに配慮した主張をしました。日本体操協会は、もっとじっくりと調査して、代表辞退を選択させることではなく、協会として処分すべきだし、それが五輪後の1ヶ月後であってもよいと思います。刑事罰の裁判では「罪刑均衡の原則」があります。罪と刑のバランスです。代表選手期間の1回限りの飲酒や喫煙が五輪代表（出場）を剥奪するだけの罰に値するかです。いきなりのレッドカードではなく、注意、警告があるのが常識的な対応で

はないでしょうか。

おそらく関係者にははっきり言えない何かがあるのだと思います。それが憶測やモヤモヤ感を増幅させています。五輪直前の内部通報にも悪意があるし、調査中の五輪でメダルを獲得したらそれを取り消すのかも問われます。メダルをとったら嚴重注意で終わりというストーリーもあるかもしれません。

いずれにしても、今回の女子体操競技選手の実名報道は、19歳の大学生であることから匿名にしておくべきでした。治療薬、サプリメント使用のドーピング違反で実名報道された大学生の情報はいまでもネット検索すれば出てきます。実名報道による社会的影響力を鑑みて日本体操協会やJOCが本人を守る盾になってほしかったと思います。

皆さんはいかがお考えでしょうか？

追記：パリオリンピックが終盤の8月10日、日本体操協会はこの件に関して、改めて「聞き取り調査」を実施すると発表しました。どのような調査結果になるかは分かりませんが、「実名報道」の基準について考えることが必要であるという私の主張には変わりはありません。

（投稿日：2024年8月15日）

お知らせ

スポーツ界における誹謗中傷対策団体の設立

手塚 圭祐（弁護士）

本年8月23日に、当学会会員の高橋駿弁護士、田原洋太弁護士、五十嵐幸輝弁護士、当学会非会員の富士川健弁護士とともに、スポーツ界におけるアスリートに対する誹謗中傷を抑止する活動を行うことを目的とする団体COASを設立しました。

我々は、昨今、SNS等での誹謗中傷が社会問題となり、悪質な誹謗中傷を受けて、多くのアスリートが心を痛め、プレーに集中できる環境が阻害されている状況であることを問題視し、このような状況を改善したいと考えております。

そこで、COAS (Combatting Online Abuse in Sports) のスローガンを掲げて、スポーツ界における誹謗中傷に関する声明・ニュース・対策等に関する情報を集約し、誹謗中傷による被害の深刻さ、重大性を広く周知することで、スポーツ界における誹謗中傷を抑止することを目的とした活動を行うこととしました。

既に行った主要な活動としましては、①本年9月21日に、「UNLIMITED GOALS 2024」という小学生サッカー山梨県選抜スペイン無償派遣事業のセレクション会場で、小学生の選手約100

名を対象とした「スポーツ界における誹謗中傷」に関する講演、②「WE Love 女子サッカーマガジン」での誹謗中傷に関する取材対応、③アスリートを対象とした誹謗中傷相談窓口の設置、④日本バスケットボール選手会との提携を行っております。

以上のように、当団体では、様々な側面から、スポーツ界における誹謗中傷を抑止することを目的とした活動を今後も行って参りますので、当学会の会員の皆様におかれましても、当団体の活動をご理解いただけますと幸いです。

今後、誹謗中傷を少しでも減らし、よりよりスポーツ界とするために、

当団体の活動を更に広げていきたいと考えておりますので、当団体の活動にご意見やご興味がある方につきましては、HP (<https://www.coas-lawyers.com/>) もご覧いただき、ご連絡をいただけますと幸いです。

なお、現状の構成員は、弁護士メンバーのみですので、当学会の研究者の皆様からもぜひご意見をいただきたいですし、また、ご知見もお借りできますと幸いです。

まだまだ駆け出しの団体ですので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



新入会員 自己紹介



宮祐平 会員
(弁護士)

神奈川県弁護士会所属の73期の弁護士の宮祐平と申します。

学生時代は剣道(3段)をやっており、現在は弁護士会野球部に所属し遊撃手としてプレーしています。スポーツ観戦が趣味で、海外でもスポーツ観戦をしています。

プロ野球選手の契約交渉の代理人になることが夢ですが、それに限らず興味関心のあるスポーツ法全般の業務に携わりたいと考え、その基礎を身に付けるべく当学会に入会しました。

よろしくお願いいたします。



河西智之 会員
(弁護士)

弁護士の河西智之と申します。スポーツビジネスとの関わりは、独立リーグ「九州アジアリーグ」に所属する「北九州下関フェニックス」を立ち上げ、代表取締役を務めたことがきっかけでした。現在は、独立リーグ「BCリーグ」に所属する「茨城アストロプラネッツ」の取締役社長を務めております。スポーツチームを実際に運営する立場として、スポーツ法学会で多くのことを吸収したいと思っています。ご指導よろしくお願ひいたします。



三輪渉 会員
(弁護士)

弁護士の三輪渉と申します(神奈川県弁護士会・72期)。小学生の頃から現在までサッカーをしており、趣味は、サーフィン、スノーボードです。弁護士を志した当初より、スポーツに関わっていきたくて考えており、実務で数件スポーツ事案を扱っていましたが、知見を深めるべく、この度、本学会に入会いたしました。スポーツ界に何か恩返しができるよう、精進いたしますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



川原佑基 会員
(弁護士)

弁護士の川原佑基(69期)と申します。神奈川県弁護士会のスポーツ法研究会に所属している中でご縁をいただき、入会いたしました。趣味は草野球で、神奈川県弁護士会の野球部でも活動しています。交通事故をはじめとする事故分野に注力しており、特に部活動やスポーツに関わる事故に関心があります。また、部活動の地域移行問題にも注目しており、今後さらに知見を深めたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。



藪本凌 会員
(弁護士)

この度、日本スポーツ法学会に入会させていただきました、弁護士の藪本凌(東京弁護士会所属、75期)と申します。

幼少期より高校までサッカー一筋であり、怪我で大学でのプレーは断念したものの、現在も社会人チームに入って、弁護士業務の傍らプレーを楽しんでいます。微力ながら、弁護士としての専門性とスポーツ選手として本気でプレーしてきた経験を生かして、日本スポーツ界の発展の一助になれるよう精進してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。



吉川賀恵 会員
(弁護士)

弁護士の吉川賀恵と申します(66期 札幌弁護士会)。

これまで、バスケットボール、陸上、マラソンなどのスポーツをしてきました。北海道サッカー協会、北海道バスケットボール協会の職務に携わっていることもあり、本学会に入会させて頂く運びとなりました。

「エージェント」という仕事があり、少数ながら弁護士で登録している方がいることを最近知り、興味がわいているとともに、スポーツ法の奥深さを実感しています。よろしくお願いいたします。



草木良文 会員
(弁護士)

東京弁護士会 (69期) の草木良文と申します。これまでロードバイクなどの事故の案件に携わってまいりました。その他の領域はこれから勉強していきたいと考えておりますので、本学会の活動に積極的に参加させていただけますと幸いです。スポーツの経験は、学生時代にサッカー、バスケットボールをしており、現在はマラソンが趣味です。今年は息子と一緒に親子マラソンに出場する予定です。



小塩靖崇 会員
(教育学博士)

看護師として臨床経験後、教育学博士号を取得しました。メンタルヘルスを中心に、学校とスポーツ分野で研究に従事しています。アスリートのメンタルヘルスケアでは、スポーツ法の視点を取り入れた教育ツールの開発やプロジェクトを推進しています。「よわいはつよいプロジェクト」ではメンタルヘルス啓発に取り組んでいます。スポーツ法と教育の融合で健全な競技環境の実現を目指します。ご指導のほどよろしくお願いいたします。



内山悠太郎 会員
(弁護士)

私は高校から大学までアルペンスキー部に所属し、競技スキーをしてきました。大学卒業後はもっぱらサーフィンに明け暮れており、弁護士登録後に数年間都内の法務事務所にて勤務したのちに、より良いサーフィン環境を求めて宮崎に移住しました。これまで一個人としてスポーツを楽しんできた経験を弁護士業務に活かしたいと思い本会への参加を希望いたしました。至らないところがあるかと存じますが、スポーツ業界の健全な発展に少しでも寄与できるように尽力したいと考えておりますので、何卒よろしく願います。



福田泰親 会員
(弁護士)

2024年度から、日本スポーツ法学会に入会いたしました弁護士の福田泰親 (大阪弁護士会所属、65期) と申します。学生時代からサッカーをしており、社会人になった後も継続しています。専門は独占禁止法であり、スポーツとは縁遠い分野のようにも思えますが、実はスポーツ事業分野と独占禁止法は密接に関連しています。たとえば近年では、公正取引委員会がスポーツ事業分野における移籍制限ルールについて考え方を公表するなど、活発な運用がなされています。このような流れは今後も続いていくと思われまますので、今後の動きを注視していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



森田侑実重 会員
(弁護士)

愛知県弁護士会 (74期) の森田侑実重と申します。小学生の時から大学院生の時まで陸上部に所属しており、短距離を中心に活動していました。今は、慣れ親しんだパロマ瑞穂スポーツパークが新しく建て替えられるのを楽しみにしています。弁護士としてスポーツに関する様々な法的問題に取り組むことができるよう、本学会を通じてスポーツ法の研鑽に努めて参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



藤川慎吾 会員
(弁護士)

東京弁護士会所属の弁護士の藤川慎吾と申します (67期)。小学生の頃からずっとサッカーを続けており、現在も東京三弁護士会のサッカーに参加したり、友人たちとフットサルを楽しんだりしております。

周りに地域のサッカークラブを運営している方もおり、そのような活動に弁護士がどのように関わられるのかなどを学びたく、この度本学会に入会させていただきました。

いろいろと積極的に学ばせて頂きたいと思っておりますので、何卒よろしく願います。



藤村和正 会員
(弁護士)

弁護士の藤村和正（福岡・72期）と申します。

地方の大学連盟で裁定業務に携わらせて頂いたことをきっかけに、スポーツ法に関する知見を深めたいと考え、入会をさせて頂きました。入会に際してご相談に乗って頂きました先生方にこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

地方で活動するスポーツ団体・選手に法の理念が広く浸透するよう、研鑽を積んで参りたいと思います。



北島信哉 会員
(共栄大学)

共栄大学国際経営学部の北島と申します。大学では、スポーツビジネス、スポーツ政策、スポーツマネジメント科目等を担当しており、法的視点からの課題を授業で取り上げております。私自身は、メガスポーツイベントの研究をこれまで行っており、スポーツ法学会に入会させていただき多角的視点で、スポーツ法分野の勉強をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



第32回学会大会のお知らせ

◆開催日時

2024年12月7日(土) 9時30分～17時30分

◆開催場所

同志社大学今出川キャンパス 良心館 RY106・107教室

(https://www.doshisha.ac.jp/information/imadegawa/imadegawa_map/index.html#campusmap)

◆開催方法

対面のみ。後日、録画を配信予定しています。

◆全体テーマ

スポーツ基本法改正に向けて ～施行後13年を経た現在地の検証、あるべきスポーツ界の姿へ～

◆大会参加費

一般会員1,000円、学生会員500円、非会員2,000円
(非会員の方の参加には会員の紹介が必要です。また、自由研究発表と総会は一般・学生会員のみとなります。)

◆情報交換会

同日、大会終了後に会場近隣施設にて開催予定(要申込。先着40名)。参加費用は別途。申込期限後のキャンセルはキャンセル料をいただきます。

※ 昼食の用意はありませんので、各自でご準備ください。

詳細は当学会のメーリングリストにてご案内済みのプログラムないし当学会ホームページをご覧ください。



会報編集担当からのお知らせ

当学会の会報では、会員の皆様からの投稿文を募集しています。方針は、「会員の顔が見える、会員がアウトプットできる」です。

- ① スポーツ法に関する論考 2000字以内(画像スペース込)
- ② スポーツに関する記事 1000字以内(画像スペース込) 随想、スポーツ観戦記、好きなスポーツの話など何でもけっこうです。いずれも、タイトル、所属・肩書を付記し、顔写真(任意)を添付してください。原稿の送付先は別途メーリングリストでお知らせします。そのほか、こんな研究会をはじめました、いっしょに視察に行きませんかなどの告知もご連絡ください。

64号(2025年6月発行予定)の締切は3月末日です。

会員資格を有する者ならどなたでもけっこうです。皆様の積極的なご応募をお待ちしています。